

規約

(名称)

第1条 この団体は、_____という。

(目的)

第2条 この団体は、_____を
目的とする。

(事業)

第3条 この団体の事業を、次のとおり定める。

(1) 活動内容

(2) その他、団体活動に関連した事業を行う

(役員)

第4条 この団体には、次の役員を置く。

会長 _____名

副会長 _____名

会計 _____名

2 会長は、会を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(役員を選出・任期)

第5条 役員を選出は、会員の互選により決定する。その任期は1年とする。

なお、補欠役員の任期については、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任をさまたげない。

(費用)

第6条 参加費は、(年額・月額) _____円とする。

2 納入された参加費については、原則退会しても返納しない。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、_____年____月____日から施行

(名称)

第1条 この団体は、かすがい共生サロンという。

(目的)

第2条 この団体は、多世代がお互いに生きがいをもって暮らせるよう、多世代が交流できる居場所を作り、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この団体の事業を、次のとおり定める。

(2) 活動内容

ア 高齢者、子どもなど多世代が集える場をつくる。

イ 世代を超えた多様な仲間づくりをすること。

(2) その他、団体活動に関連した事業を行う

(役員)

第4条 この団体には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

2 会長は、会を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(役員を選出・任期)

第5条 役員を選出は、会員の互選により決定する。その任期は1年とする。

なお、補欠役員の任期については、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任をさまたげない。

(費用)

第6条 参加費は、月額100円とする。

2 納入された参加費については、原則退会しても返納しない。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、〇〇〇〇年◆月◆◆日から施行